

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会
会 員 各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
先般、先進医療及び施設基準（平成 20 年厚生労働省告示第 129 号）の
一部が改訂され、平成 26 年 12 月 1 日から適用されました。

婦人科関連：腹腔鏡下広汎子宮全摘手術（対象疾患：子宮頸がん「ステージが I
2A 期、I B1 期又は II A1 期の患者に係るものに限る。」）

当該手術実施を予定されている施設におかれましては、施設条件の確認と施設内
での十分なコンセンサスのもとに行っていただきますようお願い申し上げます。

詳しくは、厚生労働省のホームページより関係資料をご確認ください。
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H141128S0010.pdf>

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会
理事長 吉村 泰典
社保担当常務理事 西井 修